

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月15日
【四半期会計期間】	第54期第1四半期(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)
【会社名】	株式会社ルック
【英訳名】	LOOK INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 多田 和洋
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小山 誠之
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号
【電話番号】	03(3794)9332
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 小山 誠之
【縦覧に供する場所】	株式会社ルック大阪支店 (大阪府大阪市西区川口2丁目2番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期 第1四半期連結 累計期間	第54期 第1四半期連結 累計期間	第53期
会計期間	自平成26年 1月1日 至平成26年 3月31日	自平成27年 1月1日 至平成27年 3月31日	自平成26年 1月1日 至平成26年 12月31日
売上高 (百万円)	11,641	12,490	45,559
経常利益 (百万円)	586	281	1,623
四半期(当期)純利益 (百万円)	524	160	1,262
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	77	408	1,719
純資産額 (百万円)	18,478	20,578	20,290
総資産額 (百万円)	28,666	31,750	31,007
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	13.72	4.21	33.05
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.5	63.7	64.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成27年1月23日にTory Burch Far East Limited（香港）及び三菱商事ファッション株式会社との三者間で締結しております「トリー パーチ」婦人服及び雑貨の日本国内における独占販売契約について、平成27年7月31日の契約期間満了をもって終了することに合意いたしました。

なお、当社は、平成27年4月10日付でトリーパーチ・ジャパン株式会社との間で日本国内における「トリー パーチ」事業の事業譲渡契約を締結いたしました。

詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### （1）経営成績に関する分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益に改善が見られ、雇用・所得環境も改善傾向が続くなど、緩やかな回復基調が続きました。

当アパレル・ファッション業界におきましては、一部の高額商品に対する需要の高まりや訪日外国人による売上の増加が見られる一方で、消費増税後の消費者の節約志向は依然として強く、経営環境は厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは収益基盤の強化に向けて、新規出店を推し進めるなど売上拡大策に取り組んでまいりました。

この結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は124億9千万円（前年同期比7.3%増）、営業利益は2億4千万円（前年同期比56.0%減）、経常利益は2億8千1百万円（前年同期比52.0%減）、四半期純利益は1億6千万円（前年同期比69.3%減）となりました。

セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

#### （アパレル関連事業）

「日本」につきましては、当社が展開する直営店ブランド「マリメッコ」、「イル ビゾンテ」、「レペット」に加えて、連結子会社のA.P.C.Japan株式会社が展開するブランド「A.P.C.」や昨年7月に設立いたしました連結子会社の株式会社ヴェラ・ブラッドリー・スタイルが展開する「ヴェラ・ブラッドリー」の新規出店を推し進めるなど、ブランド拡販策に取り組んでまいりました。「日本」の売上については、前年同期は消費税率引き上げ前の駆け込み需要の影響がありましたが、これらの拡販策に加えて、昨年4月に連結子会社となりました株式会社レッセ・パッセの売上が加わったことなどにより、前年同期を上回りました。しかしながら、拡販にともない販売費及び一般管理費が前年同期より増加したことにより、当第1四半期連結累計期間の売上高は90億8百万円（前年同期比1.2%増）、営業利益は1億4千5百万円（前年同期比61.2%減）となりました。

「韓国」につきましては、株式会社アイディールックにおいて、好調を維持しているフランスのインポートブランド「サンドロ」やフランスのライセンスブランド「マージュ」が百貨店で伸長したほか、昨年2月に設立いたしました連結子会社の株式会社アイディージョイの売上が加わったことにより、売上が前年同期を上回りました。また、為替の影響により邦貨換算での売上高は大幅に増加いたしました。しかしながら、粗利益率が低下したことにより、当第1四半期連結累計期間の売上高は32億9千9百万円（前年同期比32.9%増）、営業利益は6千万円（前年同期比54.7%減）となりました。

「その他海外」（香港・中国）につきましては、ルック（H.K.）Ltd.（香港）では、昨年の第3四半期より展開店舗数が減少したことにより、売上高は前年同期を下回りました。洛格（上海）商貿有限公司では、不採算店舗の閉鎖、運営体制および商品企画の見直しなど、収益改善に向けた事業構造改革を進めておりますが、中国国内の消費動向が低調に推移するなか、主要販路である百貨店での売上高が前年同期を下回り減収減益となりました。これらにより、当第1四半期連結累計期間の売上高は8千3百万円（前年同期比44.1%減）、営業損失は2千9百万円（前年同期は収支均衡）となりました。

これらの結果、アパレル関連事業計の当第1四半期連結累計期間の売上高は123億9千2百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益は1億7千6百万円（前年同期比65.3%減）となりました。

(生産及びOEM事業)

「生産及びOEM事業」につきましては、株式会社ルックモードにおいて、当社向けアパレル製品の生産高が前年同期を下回りましたが、生産管理体制の効率化により製造費用が減少し、当第1四半期連結累計期間の売上高は10億4千3百万円(前年同期比1.8%減)、営業利益は3千万円(前年同期は9百万円の営業損失)となりました。

(物流事業)

「物流事業」につきましては、株式会社エル・ロジスティクスにおいて、物流及び検査スペースの拡大にともなう倉庫賃料の増加などにより、当第1四半期連結累計期間の売上高は3億5千万円(前年同期比1.0%増)、営業利益は1千4百万円(前年同期比43.8%減)となりました。

(2) 財政状態に関する分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、商品及び製品の増加などにより、前連結会計年度末に比べ7億4千3百万円増加し、317億5千万円となりました。

負債は、短期借入金の増加などにより、前連結会計年度末に比べ4億5千5百万円増加し、111億7千1百万円となりました。

純資産は、四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したほか、その他有価証券評価差額金の増加などにより、前連結会計年度末に比べ2億8千8百万円増加し、205億7千8百万円となりました。

これらの結果、自己資本比率は、63.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な株式の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な株式の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、「お客さま第一主義」の経営理念のもと、ファッションを通し顧客満足度を高めることを基本に、昭和37年の創業以来、主に婦人服の企画・生産・販売の一貫した営業活動により、新しいライフスタイルや価値の創造を通し、生活文化の向上に貢献するとともに、確かな実績で株主の皆様に応え、あわせて働く人達の豊かな生活の向上を目指すことを経営方針とし、「Spirit of "Challenge"」「Spirit of "Creativity"」「Spirit of "Craftsmanship"」の精神を軸にした経営を実践してまいりました。

当社は、中長期的な経営戦略として、お客様に一層近づけるようにするため、企画・生産・販売を一貫して行い、製造小売業を意識して、既存ブランドの充実、新ブランド・新事業の開発を図り、効率重視の姿勢を崩さず、安定した利益を確保できる体制作りを行ってまいりました。あわせて不測の事態に敏速に対応できる柔軟な体質を作り、厳しいグローバル競争に勝ち抜くことを経営の基本戦略としております。このような経営戦略のもと、企業として、ブランド力を確立し、競争力と収益力を高め、より良い経営風土作りと経営体制の強化を進めてまいりました。当社の携わるファッションビジネスでは、時代の流れや心の変化を瞬時に捉える、生活に豊かさを提案することのできる創造豊かな感性が必要となります。高感度な感性を大切にしながらも、ファッションをビジネスとして昇華し運営していくためには、優れた技術や能力と豊かな感性を持つ当社の従業員、関係会社、取引先および顧客等との間に築かれた関係についての十分な理解が不可欠となります。同時に、当社は、経営方針を実施するために法と企業倫理に従って、誠実で公正な事業活動を展開することが、企業の社会的責任であると認識しております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の経営方針や事業特性、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉に対する十分な理解がなく、当社の企業価値または株主共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

#### 基本方針の実現に資する取り組みおよび不適切な支配の防止のための取り組み

当社は、消費者のニーズを的確に捉え、時代が求める上質で洗練された商品提案を心がけるとともに、安定的な収益確保のための効率的な商品運営を継続して進めてまいります。また、今後も市場に対して新たな提案となる新規ブランドの開発や育成に注力しながら経営資源の集約化を図ってまいります。当社は、これらの企業理念と諸施策のもと、当社企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。その一方で、上記のような当社企業価値・株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付等が行われる可能性も否定できないと考えております。そこで、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させることを目的として、平成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新」（以下、更新後の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）議案のご承認をいただき、本プランの有効期間は、当該株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、本プランの概要は、次のとおりであります。

#### 本プランの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続を定め、本プランの内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大量買付等を行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、およびそれらの者が当該手続に従わない場合や当該手続に従った場合であっても例外的に当該買付等により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるものと判断される場合には当社が対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

#### 本プランの内容

##### (イ) 対象となる大規模買付等

本プランは以下のa.またはb.に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

##### (ロ) 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

##### (ハ) 「本必要情報」の提供

上記(ロ)の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な日本語で作成された情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を、提出していただくべき情報の量等に応じて取締役会が適当と認める期限までに、当該「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

その概要は以下のとおりであります。

- a．買付者等およびそのグループの詳細
- b．大規模買付等の目的、方法および内容
- c．大規模買付等の対価の算定根拠
- d．大規模買付等に要する資金の裏付け
- e．買付者等が既に保有する当社の株券等に関する賃借契約等
- f．大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無、その内容および当該第三者の概要
- g．大規模買付等の後、当社の株券等を更に取得する予定の有無、その理由および内容
- h．大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針等
- i．大規模買付等の後における当社の従業員、その他利害関係者の処遇等の方針
- j．当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を踏まえた上で、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと合理的に判断する場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、適切と判断する時点でその旨を開示いたします。

#### (二) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、情報提供完了通知日から起算して以下のa．またはb．の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- a．対価を現金（円貨）のみとし、当社全株式を対象とする公開買付けの場合には最長60日間
- b．その他の大規模買付等の場合には最長90日間

なお、当社取締役会は、上記の取締役会評価期間を延長する必要があると認めるときは、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、上記a．およびb．の期間をそれぞれ最大30日間を限度として、必要な範囲で延長することができます。ただし、延長は原則として一度に限るものとします。取締役会評価期間を延長した場合、当社取締役会は、延長の理由および延長期間等について、速やかに開示いたします。

買付者等は、この取締役会評価期間の経過後（ただし、当社取締役会が、後記(へ)の対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、当該株主総会の終結後）においてのみ、大規模買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社から独立した外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。

当社取締役会は、これらの評価・検討を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様にご代替案を提示することもあります。

#### (ホ) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保とするため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を受けます。独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または結果として買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

#### (ヘ) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重の上、対抗措置の発動に関する決議を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動に関して株主の皆様にご判断していただくべきと判断する場合には、株主総会招集の決議をし、当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置の発動に関する決議を行います。なお、対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当を行うこととします。

上記の取り組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記の取り組みが上記の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

株主意思を重視するものであること

当社は、本プランへの更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、平成26年3月28日開催の当社第52回定時株主総会において、本プランへの更新に関する議案を付議し、ご承認をいただいております。本プランの有効期間は、当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとなっておりますが、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされ、また、本プランについてその内容の変更を行う場合には株主総会の承認を得るものとされており、本プランの廃止および変更には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。更に、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様のご意思を確認するための株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合には本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様のご意思に依拠することとなります。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、当社と特別の利害関係のない有識者から選任される委員3名により構成されます。

また、当社は必要に応じ独立委員会の判断の概要について、株主の皆様にご情報開示を行うこととしています。

これらにより、当社の企業価値・株主共同の利益に資するような本プランの透明な運営が行われるとともに、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されております。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的に客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,237,067	38,237,067	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数1,000株
計	38,237,067	38,237,067		

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年1月1日～ 平成27年3月31日		38,237,067		6,340		1,631

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 55,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 37,964,000	37,964	-
単元未満株式	普通株式 218,067	-	-
発行済株式総数	38,237,067	-	-
総株主の議決権	-	37,964	-

（注）1．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株（議決権1個）含まれております。

2．「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式614株が含まれております。

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目 7番7号	55,000	-	55,000	0.14
計	-	55,000	-	55,000	0.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,120	2,983
受取手形及び売掛金	2 6,216	5,981
商品及び製品	9,170	9,822
仕掛品	512	428
原材料及び貯蔵品	307	254
繰延税金資産	804	828
その他	648	508
貸倒引当金	37	32
流動資産合計	20,743	20,774
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 1,460	1 1,496
土地	1,680	1,675
その他(純額)	1 1,094	1 1,253
有形固定資産合計	4,235	4,426
無形固定資産	727	768
投資その他の資産		
投資有価証券	3,294	3,717
敷金	1,809	1,856
その他	330	341
貸倒引当金	133	134
投資その他の資産合計	5,301	5,781
固定資産合計	10,263	10,976
資産合計	31,007	31,750

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,459	4,591
短期借入金	150	450
未払金	83	241
未払費用	1,635	1,554
未払法人税等	208	160
未払消費税等	460	173
返品調整引当金	51	45
賞与引当金	133	293
ポイント引当金	12	12
事業譲渡損失引当金	35	54
資産除去債務	45	44
その他	368	301
流動負債合計	7,692	7,922
固定負債		
長期借入金	1,400	1,400
繰延税金負債	383	493
退職給付に係る負債	782	782
役員退職慰労引当金	11	15
資産除去債務	189	192
その他	257	364
固定負債合計	3,023	3,249
負債合計	10,716	11,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,340	6,340
資本剰余金	1,631	1,631
利益剰余金	9,931	9,978
自己株式	15	16
株主資本合計	17,889	17,934
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,366	1,680
為替換算調整勘定	687	613
その他の包括利益累計額合計	2,054	2,293
少数株主持分	347	349
純資産合計	20,290	20,578
負債純資産合計	31,007	31,750

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
売上高	11,641	12,490
売上原価	6,392	6,885
売上総利益	5,248	5,604
販売費及び一般管理費	4,703	5,364
営業利益	545	240
営業外収益		
受取利息	8	5
為替差益	29	-
退職給付引当金戻入額	-	36
その他	27	41
営業外収益合計	65	83
営業外費用		
支払利息	3	4
複合金融商品評価損	8	2
為替差損	-	24
固定資産除却損	5	7
その他	6	3
営業外費用合計	24	41
経常利益	586	281
特別損失		
減損損失	-	14
ブランド撤退損失	-	216
事業譲渡損失引当金繰入額	-	19
特別損失合計	-	39
税金等調整前四半期純利益	586	241
法人税等	55	71
少数株主損益調整前四半期純利益	530	170
少数株主利益	6	10
四半期純利益	524	160

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	530	170
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	347	313
繰延ヘッジ損益	23	-
為替換算調整勘定	237	76
その他の包括利益合計	607	237
四半期包括利益	77	408
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	74	400
少数株主に係る四半期包括利益	2	7

【注記事項】

( 四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理 )

税金費用の計算

当社及び一部の海外連結子会社において、税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

( 追加情報 )

( 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 )

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.64%から、回収又は支払いが見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.06%、平成29年1月1日以降のものについては32.30%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による、当第1四半期連結会計期間における影響は軽微であります。

( 四半期連結貸借対照表関係 )

1 国庫補助金等により有形固定資産の取得金額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	7百万円
工具、器具及び備品	12	12
計	20	20

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
受取手形及び売掛金	18百万円	- 百万円
支払手形及び買掛金	16	-

( 四半期連結損益計算書関係 )

1 減損損失

前第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

場所	用途	種類
東京都新宿区、他	事業用資産	建物及び その他(工具、器具及び備品)

当社グループは店舗を基本とした単位をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。

上記資産につきましては、営業活動から生じる損益がマイナスとなることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は処分見込額により評価しております。

2 ブランド撤退損失の内容は次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
たな卸資産評価損	- 百万円	16百万円
計	-	16

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)並びにのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
減価償却費	181百万円	249百万円
のれんの償却額	4	9

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	114百万円	3円00銭	平成25年12月31日	平成26年3月31日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	114百万円	3円00銭	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	アパレル関連事業				生産及び OEM事業	物流 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	韓国	その他 海外	計					
売上高									
外部顧客への売上高	8,893	2,459	149	11,502	135	2	11,641	-	11,641
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11	23	-	34	926	343	1,305	1,305	-
計	8,905	2,482	149	11,537	1,062	346	12,946	1,305	11,641
セグメント利益 又は損失( )	376	133	0	509	9	25	525	20	545

(注)1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	韓国	香港	中国	合計
9,032	2,459	57	92	11,641

当第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	アパレル関連事業				生産及び OEM事業	物流 事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	韓国	その他 海外	計					
売上高									
外部顧客への売上高	9,003	3,270	83	12,357	128	4	12,490	-	12,490
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5	29	-	34	914	346	1,295	1,295	-
計	9,008	3,299	83	12,392	1,043	350	13,785	1,295	12,490
セグメント利益 又は損失( )	145	60	29	176	30	14	222	17	240

(注)1. 調整額はセグメント間の取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

[関連情報]

地域ごとの情報

売上高

(単位:百万円)

日本	韓国	香港	中国	合計
9,136	3,270	27	56	12,490

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	13円72銭	4円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	524	160
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	524	160
普通株式の期中平均株式数(株)	38,221,443	38,179,468

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年4月10日付でトリーパーチ・ジャパン株式会社との間で日本国内における「トリーパーチ」事業をトリーパーチ・ジャパン株式会社へ譲渡する事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

トリーパーチ・ジャパン株式会社

(2) 分離する事業の内容

当社の「トリーパーチ」事業

(3) 事業分離を行う主な理由

当社は、平成27年1月23日にTory Burch Far East Limited(香港)及び三菱商事ファッション株式会社との三者間で締結しております「トリーパーチ」婦人服及び雑貨の日本国内における独占販売契約について、平成27年7月31日の契約期間満了をもって終了することに合意いたしました。

当該合意に基づき、当社でおこなっている「トリーパーチ」事業の移管をおこなう目的で事業譲渡の契約を正式に締結いたしました。

(4) 事業分離日

平成27年7月31日(予定)

(5) 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金のみとする事業譲渡

2. 分離する事業が含まれている報告セグメント

アパレル関連事業(日本)

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 5月12日

株式会社ルック  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桐川 聡 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹原 玄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルックの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルック及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成27年4月10日付でトリーパーチ・ジャパン株式会社との間で日本国内における「トリーパーチ」事業をトリーパーチ・ジャパン株式会社へ譲渡する事業譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。